　　　上尾市情報公開・個人情報保護審査会審査要領

平成１３年２月２日

審査会決定

（趣旨）

第１条　この要領は、上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１２年上尾市条例第９号。以下「条例」という。）~~第１１条~~第１５条の規定に基づき、かつ、行政不服審査法（昭和２６年法律第６８号。以下「法」という。）の趣旨にかんがみ、上尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が諮問を受けた審査請求の審査について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要領において使用する用語は、この要領に特段の定めのない限り、条例において使用する用語の例による。

（審査の原則）

第３条　審査会は、審査請求について審査を行う場合は、条例~~第６条第１項前段~~第６条第１項及び第２項の規定に基づき提示された行政文書又は保有個人情報を参照して行うものとする。

（補充書面）

第４条　審査会は、審査請求の審査における争点を確定するため必要と認めるときは、~~実施機関~~実施機関等に対して釈明を求め、その際、期限を定めて、補充説明書の提出を求めることができる。

２　補充説明書が提出されたときは、審査会は、直ちに審査請求人に対し、その写しを送付する。

３　審査会は、第１項の補充説明書の提出があった場合その他必要と認める場合には、審査請求人に対し、期限を示して、補充意見書の提出を求めることができる。

４　補充意見書が提出されたときは、速やかに~~実施機関~~実施機関等に対し、その写しを送付する。

（争点についての判断）

第５条　審査会は、答申においては、当該審査請求の審査上有意義と認められる争点について判断するものとする。

（行政文書等の保全）

第６条　審査会は、~~実施機関~~実施機関等が審査請求の審査に重要な意義を持つ行政文書（上尾市情報公開条例（平成１１年上尾市条例第３０号）第２条第２号に規定する~~行政文書及び上尾市個人情報保護条例（平成１１年上尾市条例第３１号）第２条第４号に規定する行政文書をいう。）その他の資料~~行政文書その他の資料及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６０条第１項に規定する保有個人情報その他の情報をいう。（以下この条において「行政文書等」という。）を保有している場合には、当該実施機関等に対し、その行政文書等を当該不服申立ての審査が終了するまで保全するよう求めることができる。

（議事録）

第７条　審査会の議事録は、議事の日程、項目その他議事の概要を記した要点筆記とする。

２　議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

（雑則）

第８条　この要領に定めるもののほか、審査会の審査に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附　則

この要領は、決定の日から施行する。

附　則（平成２８年３月３０日審査会決定）

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年　月　日から施行する。